（仮）荒川区子ども計画（第３期荒川区子ども・子育て支援計画）策定のためのニーズ調査及び策定支援業務委託仕様書

１　履行内容　　令和５年４月１日施行予定のこども基本法に基づく「こども計画」と、子ども・子育て支援法に基づく「市町村こども・子育て支援事業計画」を核とする「(仮)荒川区子ども計画（第３期荒川区子ども・子育て支援計画)」の策定のために、区内に居住する１８歳未満の子ども及び保護者を対象とした子育てサービスの利用状況、希望サービス、生活実態その他に係る調査を実施すること。その上で、人口推計、ニーズ調査結果等の詳細分析をもとに需要量見込み等を算出し、国の指針・都の計画等の把握、国・都・他自治体の動向の把握、課題整理への助言及び計画書の体裁を整える等の作成支援等を行うこと。

２　計画の位置付け　（仮）荒川区子ども計画（第３期荒川区子ども・子育て支援計画）は、「こども計画」及び「市町村子ども・子育て支援事業計画」を核とし、「母子保健計画」、「次世代育成支援行動計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」についても包含するものとする。

３　履行期間　　契約締結日の翌日から令和７年３月３１日まで

４　履行場所　　荒川区指定場所

１　ニーズ調査

１　調査事項　　子育て環境の現状及びニーズに関する調査

２　調査設計　　（１）調査区域　荒川区全域
（２）母集団　①荒川区在住の１８歳未満（令和５年４月１日現在）の子どもの保護者
②荒川区在住の小学６年生～１８歳未満（令和５年４月１日現在）の子ども
（３）標本数　計６，０００標本（予定）
（①４，３００標本　②１，７００標本）
（４）抽出方法　層化２段無作為抽出（抽出は区で実施する。）

３　調査票
（１）調査票はＡ４版とし、区の案をもとに協議し、受託者が作成すること。（保護者向けの調査票の調査項目は、国が示す項目に貧困に関する項目を加えることを想定。子ども向けの調査票の調査項目は不安や悩みごと、普段の過ごし方、人との関わり、区の事業の利用状況や利用意向等に関する項目とすることを想定。）
（２）受託者は調査票の作成にあたり、記載者の負担軽減のため、見やすく、記入しやすいものとな

るよう、設問内容、設問配置等について工夫・配慮すること。

（３）保護者向け調査票の総設問数は自由記述を含み６０～８０問程度とする。子ども向け調査票の総設問数は自由記述を含み３０問程度とする。

（４）調査票は冊子及び受託者のサーバを利用したインターネット上のものとする。（回答者は、郵送又はインターネットのいずれかを選び回答する。）

（５）インターネット上の調査についても、受託者が実施する。

（６）調査票は、国において令和５年度夏頃提示予定とされているこども大綱の案を踏まえ、作成すること。

４　調査方法

（１）原則、郵送法（郵送配付・郵送回収）とする。ただしインターネット（パソコン・スマートフォン等）による回答も可能とする。

（２）郵送に当たっては、区が用意した宛名ラベルシートのデータを元に、受託者がラベルを印刷し貼付すること。

（３）受託者は、区の指定する日に１回、対象世帯全員に宛てた礼状兼督促状を郵送すること。礼状兼督促状は区と文面を協議の上、受託者が用意すること。

（４）調査及び令状兼督促状に係る郵便料については、受託者の負担とする。また、封筒・返信用封筒については受託者が用意すること。

５　集計及び分析方法

（１）全問について単純集計し、回答数及び割合を示した集計表及びグラフ等を作成して、設問ごとに解析を行うこと。（年齢層や居住地域など属性ごとに結果を閲覧できるように作成すること。）

（２）国の「市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（作業の手引き）」（以下「作業の手引き」という。）（令和５年度改訂予定）に基づき、分析及び量の見込みの算出を行うこと。その他、こども基本法に基づくこども計画に係る策定方法が示された場合には、それを踏まえて作業を行うこと。

（３）分析及び量の見込みの算出にあたっては、「作業の手引き」に記載の事項の他、次の事項に留意すること。

①どのような家族・生活環境が区民の子育てニーズにどう影響を与えているのかを把握できるよう、設問間の相関分析を行うこと。ニーズが高い対象者や提供するサービス等に検討が必要な分野を把握するため、地域や子どもの年齢、利用サービス、保護者の就労形態や家庭類型、生活困難による分類などの属性ごとにクロス集計、必要に応じて多重クロス集計等の詳細な分析を行うこと。

②子育てサービスのどの領域やどういった属性でニーズが高いのかを詳細に把握するため、保育サービス利用状況やそのニーズにおいて類似した傾向を持つ人をグループ化し、そのグループの特性を把握できるようにクラスター分析等を行うこと。

③自由記述は、子どもの年齢別や類似する単語にグループ分けするなど、テキストマイニング手法等を活用し、出現頻度や相関関係等を分析すること。

（４）調査の分析結果から読み取ることのできる荒川区の子ども・子育てに関する傾向と課題を、受託者の専門的見地より示すこと。

（５）分析及び量の見込みの算出について、再分析・再算出や追加が必要となった場合には、区からの指示を受け、速やかに行うこと。（受託者が実施した分析・算出が不十分であった場合や、不足していた場合、新たに分析・算出が必要な事項が発生した場合等を想定。）

６　納入品

（１）集計報告書

①集計報告書は、調査の概要、フェイスシート（回答者の属性）、質問と回答（単純集計・クロス集計）、調査票をもって構成する。

②集計報告書は、製本（Ａ４縦版）に合わせて読みやすいようにレイアウトし作成すること。

③集計データは、エクセル形式で加工しやすいレイアウトで作成すること。

④納入媒体は、磁気記録媒体等で１部とすること。

（２）報告書

①報告書は、調査の概要、質問と回答（フェイスシート含む。）、調査結果の要約、調査結果の分析（単純集計、クロス集計、グラフ等）、集計表をもって構成する。

②報告書は、製本（Ａ４縦版）に合わせて読みやすいようにレイアウトし作成すること。

③集計データは、エクセル形式で加工しやすいレイアウトで作成すること。

④納入媒体は、紙で３０部及び磁気記録媒体等で１部とすること。

（３）記入済調査票

インターネットによる回答については、回答データを磁気記録媒体等にて納入とすること。

（４）（１）～（３）の納入場所　荒川区子育て支援課管理調整係

７　作業日程

（１）調査送付・回収　　令和５年１０月２０日（金）まで

（２）集計報告書の納入　令和５年１２月２０日（水）まで

（３）報告書の納入　　令和６年３月２９日（金）まで

８　その他

（１）受託者からの提出物の版権は区に帰属する。

（２）受託者は、アンケート有効回収率について、２調査設計（２）母集団に掲げる①保護者が６０％程度、②子どもが４０％程度以上となるよう、回収率の向上に努めること。

（３）受託者は、調査謝礼としてノベルティ（荒川区シンボルキャラクター「あら坊・あらみぃ（詳細は［仕様書別紙］参照）」及び「荒川区」の名入り。）を受託者の負担により標本数分用意し、調査票発送時に同封すること。なお、残品がある場合は、区に引き渡すこと。

（４）受託者は、本仕様書に定めのない事項については、随時、区と協議し、その指示に従うこと。

（５）受託者は、本事業の実施にあたり知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。

２　策定支援

１　委託内容

（１）人口推計

区全域および設定区域ごとに人口推計を行うこと。

（２）現況整理

①現状の教育・保育の提供状況の整理をすること。

②現状の地域子ども・子育て支援事業の提供状況の整理をすること。

③国や他自治体の動向把握をすること。

④令和５年度に実施したニーズ調査の結果等を詳細に分析・整理すること。

（３）量の見込みの計算

①令和５年度に実施したニーズ調査結果等をもとに、子ども・子育て支援法第６１条第２項に定める量の見込みの計算をすること。量の見込みについては、区全域及び設定区域（５区域）ごとに計算をすること。

②再計算の必要が生じた場合は区と協議のうえ、速やかに再計算を行い報告すること。（例：児童福祉法改正等の影響による対応の必要が生じた場合 等）

③量の見込みの再計算に際し、計算手法等を提案すること。

（４）区への助言・支援

①区が行った各事業の量の見込み及び設定区域ごとの課題整理に対し、助言すること。

②区からの指示を受け、（仮）荒川区子ども計画（第３期荒川区子ども・子育て支援計画）策定検討委員会（部会を含む）に必要な資料を作成すること。

③こども家庭庁など国が提示したこども基本法やこども大綱等に基づく方針等、東京都が策定する計画等、区の関連計画等との整合を図るため、その内容について把握し、助言すること。

④区が作成する計画書の内容・構成・施策体系等に対し、助言・支援を行うこと。

⑤計画策定に向けた打合せ等を随時行い、区と調整を行うこと。

（５）計画書素案の作成支援

①計画書は、荒川区における子ども・子育てを取り巻く現状、市町村子ども・子育て支援事業計画（量の見込み等）、「計画の位置付け」に掲げる６つの計画に該当する区の事業の掲載及び「こども計画」にかかる内容を大きな柱とした構成とする。詳細については区と協議して決定する。

②区が提示する下案について、人口推計・量の見込み・区の事業・その他資料等について、図や表等を用い、見やすく、わかりやすいものとなるように工夫する等、内容・構成について区と協議しながら、計画書素案として体裁を整えること。

（６）計画書案の作成支援

①区からの指示を受け、計画書素案の修正を行い、計画書案として体裁を整えること。

②①を行うに当たっては、構成や内容について区と協議すること。人口推計・量の見込み・区の事業・その他資料等について、図や表等を用い、見やすく、わかりやすいものとなるように工夫すること。

（７）計画書の作成支援

①区からの指示を受け、計画書案の修正を行い、計画書として体裁を整えること。

②区が作成した計画書を基に、内容をまとめた概要版を作成すること。

③①・②を行うに当たっては、内容・構成について区と協議すること。人口推計・量の見込み・区の事業・その他資料等について、図や表等を用い、見やすく、わかりやすいものと

なるように工夫すること。

⑥完成後、修正の必要が生じた場合には、区と協議の上対応すること。

（８）計画書の作成等において、区と受託者で１週間に１回程度の頻繁な打ち合わせが必要となる可能性があるため、区からの指示があった場合は対応すること。

２　成果品

以下の（１）～（３）の成果品について、荒川区指示によるＥＸＣＥＬまたはWORD形式のデータを磁気記録媒体等で作成し、納入すること。検討過程における分析結果等のデータも、随時磁気記録媒体等で納入すること。

また、（１）及び（２）については、下記に記載のとおり、印刷したものを納入すること。

（１）（仮）荒川区子ども計画（第３期荒川区子ども・子育て支援計画）素案

①「(仮）荒川区子ども計画（第３期荒川区子ども・子育て支援計画）素案」（２２０頁程度）を、令和６年１０月末までに納入すること。（Ａ４判、本文１色）

※印刷し、ホチキスで綴じたものを２３０部作成し納入すること

②「(仮）荒川区子ども計画（第３期荒川区子ども・子育て支援計画）素案（概要版)」（８頁程度）を、令和６年１０月末までに納入すること。（Ａ４判、本文１色）

※印刷し、ホチキスで綴じたものを２３０部作成し納入すること

（２）（仮）荒川区子ども計画（第３期荒川区子ども・子育て支援計画）案

「(仮）荒川区子ども計画（第３期荒川区子ども・子育て支援計画）案」（２２０頁程度）を、令和７年２月末までに納入すること。（Ａ４判、本文１色）

※印刷し、ホチキスで綴じたものを１８０部作成し納入すること

（３）（仮）荒川区子ども計画（第３期荒川区子ども・子育て支援計画）

①「(仮）荒川区子ども計画（第３期荒川区子ども・子育て支援計画)」（２２０頁程度）を、令和７年３月末までに納入すること。（Ａ４判、表紙カラー、本文カラー）

②「(仮）荒川区子ども計画（第３期荒川区子ども・子育て支援計画）(概要版)」（８頁程度）を、令和７年３月末までに納入すること。（Ａ４判、表紙カラー、本文カラー）

３　納入場所　　荒川区子育て支援課管理調整係

４　その他

（１）受託者からの提出物の版権は区に帰属する。

（２）受託者は、本仕様書に定めのない事項については、随時、区と協議し、その指示に従うこと。

（３）受託者は、本事業の実施にあたり知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。

（４）受託者は、区からの指示があった場合には速やかに対応すること。

仕様書別紙

荒川区シンボルキャラクター「あら坊・あらみぃ」について

「あらみぃ」指定色

輪郭	K100%
身体	M60%
リボン	M10%+Y100%
ほっぺた	M50%+Y20%

「あら坊」指定色

輪郭	K100%
身体	C70%
リボン	M60%+Y100%
ほっぺた	M25%+Y15%

1　形式

キャラクター…【カ ラ ー】３形式（jpg,AI,png）
【モノクロ】１形式（png）
ロゴ……２形式（bmp,AI）

2　使用時の留意事項

①色は指定色とする。
②拡大・縮小する場合は、タテ・ヨコの比率を変更してはならない。
③原則「あら坊」のデザイン周辺に異なる図形や物を置いたり重ねたりしてはならない。
④原則イラストにふき出しやその他のイラストをつけてはならない。
⑤デザインの一部だけの使用は認めない。
⑥色見本については、区に問い合わせること。
⑦使用料については、不要とする。